

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16（第33条、第35条関係）				別表第16（第33条、第35条関係）			
土壌の基準値及び測定方法				土壌の基準値及び測定方法			
番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法	番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム 及びその化 合物	検液 1 リッ トルにつき <u>0.01ミリグ ラム</u>	日本産業規格K0102の <u>55</u> に定める方法	1	カドミウム 及びその化 合物	検液 1 リッ トルにつき <u>0.003 ミリ グラム</u>	日本産業規格K0102の <u>55・2、55・3</u> 又は <u>55 ・4</u> に定める方
[略]				[略]			
10	トリクロロ エチレン	検液 1 リッ トルにつき <u>0.03ミリグ ラム</u>	[略]	10	トリクロロ エチレン	検液 1 リッ トルにつき <u>0.01ミリグ ラム</u>	[略]
[略]				[略]			
備考 1 [略]				備考 1 [略]			
2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1 ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3 ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。				2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき <u>0.003ミリグラム</u> 、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1 ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき <u>0.009ミリグラム</u> 、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3 ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。